

## 令和8年度 授業料実質無償化に関する手続きのお知らせ

九段中等教育学校（後期課程）の授業料については、国の制度である「高等学校等就学支援金」（以下、就学支援金）、高校生等・新修学支援金（以下、新修学支援金）により無償化となる場合があります。

無償化を希望する場合は、**所得に限らず必ず申請書等**をご提出ください。

なお、令和8年度から就学支援金は所得要件がなくなりました。

### 1 無償化を希望する場合

#### (1) 就学支援金の対象になるかを確認する

**生徒本人の国籍又は在留資格**に関する要件

- ・生徒本人が日本国籍
- ・生徒本人が外国籍で以下の在留資格  
特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※上記の在留資格を有しない場合であっても、国の新修学支援金などにより無償化できる場合がありますので、経営企画室までご連絡ください。

#### (2) 就学支援金の申請書と必要書類を学校に提出する

ア 4学年全世帯、5～6学年のうち、令和7年度に就学支援金の認定を受けていない（臨時支援金の認定を受けた場合を含む）世帯

○受給資格**認定**申請書（**申請書上部を黄色で着色**したもの）

○必要書類（外国籍の方のみ 生徒本人の在留カード、特別永住者証明書または住民票のコピー）

イ 5～6学年のうち、令和7年度に就学支援金の認定を受けた世帯

○受給資格**確認**申請書（**申請書上部を水色で着色**したもの）

○必要書類（外国籍の方のみ 生徒本人の在留カード、特別永住者証明書または住民票のコピー）

※上記の**認定**申請書、**確認**申請書はそれぞれの世帯に適合した申請書を同封しています。

### 2 無償化を希望しない場合の手続き

申請書等の提出は不要です。お手数ですが、経営企画室までご連絡くださいますようお願いいたします。  
授業料の支払いについてご案内します。

なお、授業料の支払いは納付書払い（区役所窓口・郵便局・指定金融機関等での支払い）を予定しています。

### 3 提出期限 **令和8年7月17日（金）**まで

※期限までに申請書等の提出がない場合は、無償化を希望しないものとして、授業料の支払いについてご案内します。

### 4 提出方法 書類が入っていた封筒に提出書類を入れて封をしてから**クラス担任に提出**

### 5 提出書類の扱いについて

申請に不要な書類の提出があった場合は、申請者に返却することなく適正に廃棄処分いたします。

担当

経営企画室 荒木・田中

電話：03-3263-7190（平日 8:00～16:45）